

会社員でも確定申告が必要？知っておくべきポイント！

「年末調整だけで大丈夫」と思っていませんか？

例えば、ふるさと納税・医療費控除の申請漏れ、確定申告をすることで税金還付のチャンス！

この資料を読むことで、自分が確定申告の対象になるかどうかを簡単に確認できます。見落としがちなポイントをおさえて、賢く税金対策を行いましょう！

確定申告が義務のケース	確定申告をしたほうがよいケース
確定申告書を作成しないといけない	確定申告をすると税金が還付される
<ul style="list-style-type: none">✓ 年収が2,000万円以上の場合✓ 副業などの所得が年間20万円を超える場合✓ 複数社から20万円超の給与を受け取る場合✓ 同族会社から利子・報酬を受ける役員の場合✓ 源泉徴収のない給与を受け取った場合	<ul style="list-style-type: none">✓ 医療費控除：1年で医療費が10万円超の場合✓ 住宅ローン控除：住宅ローンを組んだ初年度✓ 寄附金控除：ふるさと納税の特例を利用不可の場合✓ 雑損控除：災害や盗難などの被害を受けた場合

令和6年度の変更点

- ❗ **定額減税**：扶養人数に応じて所得税・住民税が控除。
- ❗ **申告書様式変更**：新たな項目が追加。
- ❗ **受付印の廃止**：申告書等への受付印が不要に。
- ❗ **マイナポータル連携強化**：スマホ利用がさらに便利に。
- ❗ **住宅ローン控除特例**：子育て・若者夫婦世帯の借入限度額拡充。

こんな収入の申告漏れにご注意

<ul style="list-style-type: none">✓ 原稿料、講演料、印税、放送出演料等収入者✓ フリマアプリ、ネット通販、配達代行、動画配信、アフィリエイト等収入者✓ 民泊、カーシェア、自宅貸し等収入者✓ 太陽光発電売電収入者✓ 暗号資産、株主優待、為替差益収入者✓ 外国年金一定収入者✓ 生命保険一時金や損害保険満期返戻金の受取者	<ul style="list-style-type: none">✓ 競馬、競輪、オートレース、ポートレースの払戻金受領者✓ ふるさと納税の謝礼として特産品を受け取った方✓ 金地金の売却収入がある方✓ 上場廃止となった株式の売却収入がある方✓ 外国為替証拠金取引(FX)による収入がある方✓ 退職金の収入がある方
--	--

申告漏れを防ぎ、適切な税金対策を行うため、必要事項を確認しましょう。

※参考リンク [確定申告書等の作成 | 令和6年分 確定申告特集](#)

詳しくは税理士法人マイツ 担当者まで

【大阪】06-6374-5753 【京都】075-341-7000 【東京】03-6261-5308

<https://www.myts.co.jp>